岐阜県立海津明誠高等学校　いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成２５年６月２８日公布、平成２５年９月２８日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第１３条、平成２９年３月１４日に改訂された国の基本方針の改定を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

法第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

１．いじめの問題に対する基本的な考え方

（基本理念）

いじめは、すべての生徒に関わる問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成を阻害する恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないよう、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解とその深化をはかることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめの理解）

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

【いじめの定義】（法第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（生徒の責任）

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

（学校及び職員の責務）

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒には非はない」との認識の基に、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。

２．いじめの態様

いじめの内容	抵触する可能性のある刑罰法規
Ａ　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	**脅迫・名誉毀損・侮辱**
Ｂ　仲間はずれにされる、集団による無視をされる	
Ｃ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	**暴行**
Ｄ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	**暴行、傷害**
Ｅ　金品をたかられたりする	**恐喝**
Ｆ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	**窃盗、器物損壊**
Ｇ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	**強要、不同意わいせつ**
Ｈ　パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	**名誉毀損、侮辱**

３．いじめ防止等（未然防止、早期発見・事案対処）の対策のための組織

法第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（１）名称

いじめ防止等対策検討会議

（２）構成員

委員長…校長

委　員…（学校関係者）教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、教育相談係

（第　三　者）弁護士、臨床心理士、保護者代表、地域代表

（３）運　営

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うとともに、重大事態発生時の調査を実施する。

・年２回（６月と２月）委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取り組みについて協議する。その際、迷惑調査の結果や学校の実情を報告し、取り組みについて見直しを図る。

（４）目的および役割

・いじめ防止基本方針の策定や見直しを行う。

・いじめ防止へ向けた年間計画の企画及び計画の進捗状況の検証を行う。

・いじめ防止の学校及び各分掌の取組計画とその有効性について検証を行う。

・いじめの未然防止といじめへの対応を行う。

４．いじめの防止（未然防止のための取組等）

（１）　いじめ防止教育の充実

ア．生徒の豊かな情操と道徳心を養い、自己の存在と他者の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重しあえる態度を育てるため、すべての教育活動を通じた取組を推進するとともに、上記を本校いじめ防止のための基本理念とする「学校いじめ防止基本方針」を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明し周知徹底を図る。（ＨＰに掲載）

イ．いじめ防止の観点から教育活動全体を通じた教育プログラムとしての「学校いじめ防止プログラム」を作成し、年間を通していじめへの対応に関わる教職員の資質能力向上を図る。

ウ．いじめに向かわない態度・能力の育成。

教科活動及び、集会（全校・学年）やＨＲ活動を通して、いじめは重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象（不法行為に該当し損害賠償責任が生じる等）となり得ることや、被害者のみならず加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり決して許されないことであるという意識を常にもたせる。

エ．いじめが生まれる背景の理解と指導上の留意。

発達障がいを含む障がいのある生徒、外国につながる生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、被災生徒等については、全教職員の共通理解を図り指導に当たる。

オ．明誠スタートラインで人間関係づくりの援助をする。

◇入学後の学年オリエンテーションやＬＨＲ自己紹介・仲間づくりを実施。（１年生：４月）

カ．全校集会の指導内容の充実を図る。

キ．人権週間、「ひびきあいの日」における取組の充実を図る。

◇ＤＶＤによる学習（３年に１回人権講話の実施）　（全学年：１０月）

ク．ＨＲ活動においては「アサーショントレーニング」や「いじめの問題を考える」などのワークショップなどを積極的に取り入れ、生徒がいじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことにクラス単位で取り組むとともに、生徒の「居場所づくり」を積極的に行う。

ケ．学校行事や部活動・生徒会活動・ＭＳリーダーズ活動・地域ボランティア活動など、生徒の体験的な活動を推進し、全ての生徒が自己有用感や自己肯定感を育むことに努める。

コ．校内研修の充実を図る。

◇生徒理解会議を年２回実施。　（４月・５月）

（２） 学校における人間関係の構築

ア．より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。また、家庭においても、生徒の心の状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働き掛ける。

イ．いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的に調査を実施する。

◇迷惑調査　（全学年：年３回　５月・１０月・１月）
◇三者懇談時の聞き取り調査　（全学年：年２回　７月・１２月）
◇学校の教育活動に関するアンケート　（生徒・保護者：７月）
◇いじめに関するアンケート　（全学年：年３回）
◇心のアンケート　（１・２年生：年４回、３年生：年３回）

ウ．生徒理解に関する検査の実施とその有効的な活用をする。

◇「きらり」調査　（全学年：４月）

エ．教育相談活動の充実を図る。

すべての生徒を対象とした、日常生活全般における教育相談を活用して「小さなサイン」を鋭く捉え、いじめの未然防止に努める。

【いじめを防止する教育相談の機能】

「開発的教育相談」：すべての生徒を対象に、学業面・社会面・進路面・健康面で豊かな成長を支援する。

「予防的教育相談」：「小さなサイン」を鋭く捉え、問題の未然防止を図る。

「問題解決的教育相談」：生徒が抱えている問題に向き合い、解消・解決を目指す。

◇教育相談週間の実施　（全学年：４月・８月）

オ．教師と生徒との人間関係の構築

いじめに関する「本人の訴え」、「他からの情報」は生徒との信頼関係が構築されていなければ収集できない。このため日頃から生徒との信頼関係が構築されるよう努める。

（３） いじめ防止のための校内体制

ア．**「いじめ対策委員会」**を設置し、実効的ないじめ防止対策活動の計画・実施を行う。

イ．いじめ対策委員会においては、教育相談担当、特別支援教育コーディネーターが加わりいじめ防止のための支援を行う。

ウ．臨床心理士（スクールカウンセラー）、専門医等との連携を密に行う。

エ．保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようにする。

（４）学校及び各分掌の取組

【学校全体】

・教育活動を通して、生徒に正しい人権意識やお互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を実施する。
・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

【教務部】

・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
・ユニバーサルデザインによる学習環境の整備を推進する。
・取り上げる教材や授業での活動を通して、人権意識を身につける。
・読書活動を通じて、道徳観・倫理観の育成を図る。（いじめ防止に関する推薦図書の紹介）

【進路支援部・渉外部】

・進路目標の早期決定指導により、高校３年間の方向付けや目的意識を高める。
・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得する。
・ＰＴＡ活動でいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

【生徒支援部・安全教育部】

・年度当初に「きらり」を実施、定期的に「いじめに関するアンケート」と「心のアンケート」、「迷惑調査」、三者懇談時の「聞き取り調査」を実施し状況を把握する。
・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
・ＭＳリーダーズ活動等の社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する
・学校行事において全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
・部活動内において良好な人間関係を築き、お互いが高めあえる集団を目指す。

（5）学校いじめ防止プログラム（年間計画）

月	会議・行事等	取組目的（内容）
4	入学式後の学校説明、ＰＴＡ総会 生徒理解会議､いじめ事案引き継ぎ連携 明誠スタートライン 学年集会 生徒理解検査(きらり) 教育相談週間	・学校いじめ防止基本方針の説明（ＨＰにも掲載） ・生徒の情報共有と対応の共通理解 ・生徒指導に関するオリエンテーション ・人権感覚の醸成、いじめ撲滅指導、いじめ防止基本方針の周知徹底 ・生徒理解 ・個人面談による生徒理解、情報収集
5	第１回迷惑調査 生徒理解会議 第１回こころのアンケート	・いじめの早期発見 ・より深い生徒理解への推進、全職員の共通理解 ・生徒理解、いじめの早期発見
6	**第１回いじめ防止等対策検討会議** 第１回いじめに関するアンケート	・学校いじめ防止基本方針の確認、年間の取り組み等 ・いじめの早期発見
7 ・ 8	いのちの教育 三者懇談 ＳＯＳの出し方教育 保護者アンケートの実施 全校集会 教育相談週間	・生命尊重および人権意識向上の指導 ・三者懇談時の聞き取り調査 ・生命の尊重、いじめの早期発見 ・いじめ対応への取り組みについて保護者の理解度を調査 ・生命尊重および人権意識向上の指導、情報モラル指導（生徒支援部） ・個人面談による生徒理解、情報収集
9	明誠祭（文化の部） 第２回こころのアンケート	・学校行事を通じた人間関係づくり、自己有用感、自己肯定感の育成 ・生徒理解、いじめの早期発見
10	第２回迷惑調査 生徒指導研修会 明誠祭（体育の部） ひびきあいの日	・いじめの早期発見 ・発達障がいや特性の理解等 ・自己有用感、自己肯定感の育成 ・生命尊重および人権意識向上の指導（ＤＶＤ鑑賞）
11	第２回いじめに関するアンケート 第３回こころのアンケート	・いじめの早期発見 ・生徒理解、いじめの早期発見
12	三者懇談 全校集会	・三者懇談時の聞き取り調査 ・生命尊重および人権意識向上の指導、情報モラル指導（生徒支援部）
1	全校集会 第３回迷惑調査 第３回いじめに関するアンケート	・人権意識向上の指導（生徒支援部） ・いじめの早期発見 ・いじめの早期発見
2	**第２回いじめ防止等対策検討会議** 第４回こころのアンケート	・次年度学校いじめ防止基本方針の確認、年間の取り組み等 ・生徒理解、いじめの早期発見
3	全校集会	・生命尊重および人権意識向上の指導、情報モラル指導（生徒支援部）

５．いじめの早期発見（いじめの徴候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

（1）面接によるいじめの発見

◇教育相談週間の活用　教育相談実施後のクラスごとの情報収集（教育相談担当）

◇三者懇談時の聞き取り調査

◇進路相談面接の活用

（2）アンケート調査によるいじめの発見

◇迷惑調査、いじめに関するアンケート、心のアンケート

◇保護者アンケート（７月）の分析

（3）保健室、教育相談室利用状況の確認

（4）学年会・学科会議・主任会議・職員会議・生徒理解会議による生徒情報の共有

（5）授業時間、休み時間の校内巡回活動

◇年度当初に、生徒支援・安全教育部が企画・立案

（6）外部機関との連携

◇警察・少年サポートセンター　（担当：生徒指導主事）

◇教育委員会学校安全課との連携による、ネットパトロール情報の収集

６．いじめ事案への対処（措置）

学校の職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織「いじめ対策委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげ、「早期発見・事案対処マニュアル」に従い、全教職員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。また、対応を徹底するための早期発見・事案対処マニュアルチェックリストを共有して、対処に当たって関係の深い教職員で実施する。

早期発見・事案対処マニュアル

ポイントⅠ【素早い対応】
①管理職に第一報する
②複数の教職員で対応
③最悪を想定した対応を心がける
④人権侵害との認識を持って対応
⑤被害者の保護を優先に考える
⑥毅然とした指導を行う
⑦集団改善の視点から取組を行う
⑧再発防止へ十分配慮する

ポイントⅡ【事実の正確な把握】
①いじめの対象は誰か
②いじめの態様は
③被害者・加害者の状況の把握
④証拠保全(ＳＮＳの画像保存や音源確保等)
⑤保護者の状況の把握
⑥二次的な問題の有無
⑦いじめの構造を正確に分析する
（加害・被害・観衆・傍観の４層構造を明確に把握）
⑧加害・被害生徒の保護者への連絡

（１）報告・連絡・相談

・情報集約　　・被害生徒及び保護者への対応と支援
・加害生徒及び保護者への指導と支援　　・各機関への報告

□管理職に報告した上でのいじめ対策委員会の開催
＊情報集約　　＊被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援
＊他の生徒への対応　　＊今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成
□緊急職員会議の開催
＊全教職員への周知と共通認識を図る　　＊今後の対応策の見当と役割分担
□関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携
□地域担当生徒指導主事に報告
□重大事案は岐阜県教育委員会　学校安全課　生徒指導係に報告
□場合によっては、ＰＴＡ会長に報告
＊電話連絡の後、第一報報告様式で報告　　℡058-272-1111(内線 8638)

（２）被害生徒への支援

・心の支援を保障　　・目に見える対応　　・対応策の提示
・人間関係の改善　　・課題解決の援助

□共感的理解に基づく指導・支援
＊本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。
＊今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。
□教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する。

（3）加害者生徒への指導

・事実関係の確認	・相手への共感	・相手への謝罪
・保護者との連携	・法的責任についての確認	

□「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。
□叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。
□形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する
□心のケアを継続して実施する。

（4）被害生徒の保護者との連携

・保護者の心情の理解	・緊密な連携の確認	・本人への支援方法の協議
・学校の指導方法への理解		

□電話による概要説明
＊事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。
□家庭訪問の実施
＊複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことについての謝罪を第一とする。
＊詳細を説明し、誠意を持って対応する。
＊学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
＊場合によっては警察へ被害届を出す。

（5）加害生徒の保護者との連携

・保護者の心情の理解	・緊密な連携の確認	・本人への指導方法の協議
・学校の指導方法への理解		

□概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
＊複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える
＊温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける
＊加害生徒が複数いる場合は公平に対応する
□今後の対応策を相談
＊保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える
＊学校の指導・支援の在り方について説明する
＊被害生徒への対応（謝罪等）について相談する
＊事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について理解と協力を依頼する

（6）学校全体（周囲の生徒）への指導

・毅然とした指導	・指導姿勢の明確化	・指導手順の遵守
・指導法の工夫	・再発防止策の実行	

□周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合
＊その勇気ある行動を褒め、情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する。
□「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。
□「いじめられる側にも問題がある」との意識が払拭されているか確認する。
□加害者を一方的に責めることがないよう、事前の配慮、準備を行う。

□学校全体における指導においては、被害を受けた当事者および保護者から了承を得たうえで指導を開始し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくり、「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられる「終末」を準備して指導する。

（7）いじめの解消に対する判断

・いじめが少なくとも３か月以上継続して止んでいるかの確認
・被害生徒及び保護者への面談

□いじめに係る行為が止んでいるかの確認

＊被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも３か月間以上は継続して止んでいる。

＊いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

＊学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

□行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

□被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

□被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

＊事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

□いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

＊学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

□学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

＊いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえる。

ポイントⅢ【的確な指導と支援】

① 被害生徒に寄り添う支援（心のケア）
② 被害生徒の保護者との連携
③ 加害生徒への毅然とした指導（行為の指導と心のケア）
④ 加害生徒の保護者との連携
⑤ 教育相談係やスクールカウンセラー等との連携
⑥ 学校全体（周囲の生徒）への指導
⑦ いじめの解消に対する確実な判断
⑧ いじめの被害生徒及び加害生徒に対する日常的な観察

７．重大事態への対応

法第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（１） 重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- ○ 生徒が自殺を企図した場合
- ○ 身体に重大な傷害を負った場合
- ○ 金品等に重大な被害を被った場合
- ○ 精神性の疾患を発症した場合
- ○ 相当期間（年間 30 日以上を目安とする）または、一定期間連続して欠席している場合
- ○ 生徒や保護者から「いじめられて、重大な被害に至った」という申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

（２） 調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消をはかるとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

ア．調査のための組織の設置

「いじめ対策委員会」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者に協力を求め、「第三者調査委員会」を設置し、調査の公平性・中立性を確保した上で事実関係の調査を行う。

イ．調査の実施

- ○ いつ（いつ頃から）
- ○ 誰から行われ
- ○ どのような態様であったか
- ○ いじめを生んだ背景事情
- ○ 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ○ 学校や教職員がどのように対応したか　　など

＊事実関係を可能な限り網羅的に明確化する。

① いじめられた生徒からの聴き取りが**可能**な場合

・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。

・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた生徒からの聴き取りが**不可能**な場合

・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

ウ．調査結果の報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

②調査結果を県教育委員会に報告する。(報告先：岐阜県教育委員会　学校安全課　生徒指導係)

８．インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）
法第１９条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

□　ネット上の不適切な書き込みや名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、速やかに証拠保全を行う。また、被害の拡大を避けるため、教育委員会や警察等の指示のもと削除する措置を行う。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

□　生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。

□　早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課の担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

□　生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。

□　パスワード付きサイトやＳＮＳ、スマートホンなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者へもこれらの理解を求めていく。

□　生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

９．情報等の取り扱い

（１）　生徒理解検査等の有効活用について

きらり調査等の心理検査結果はデジタルデータにパスワードをかけてサーバーで管理し、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。

（２）　個人調査データの保管について

迷惑調査、三者懇談時の聞き取り調査、心理検査結果、調査や聴取の結果を記録した文書、証拠となる画像や文書、調査報告書等は、保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため５年間保管する。（実物を保管する。）

【保管期間】　５年間（一次資料、二次資料、調査報告書）

【保管場所】　生徒支援室（教育相談室・文書共有サーバー）

岐阜県立海津明誠高等学校　いじめ防止基本方針
平成２６年４月策定
平成２９年５月改訂
平成２９年１０月改訂
平成３０年５月改訂
令和元年５月改訂
令和２年２月改訂
令和３年２月改訂
令和４年２月改訂
令和５年２月改訂
令和６年２月改訂
令和７年２月改訂
令和８年２月改訂